

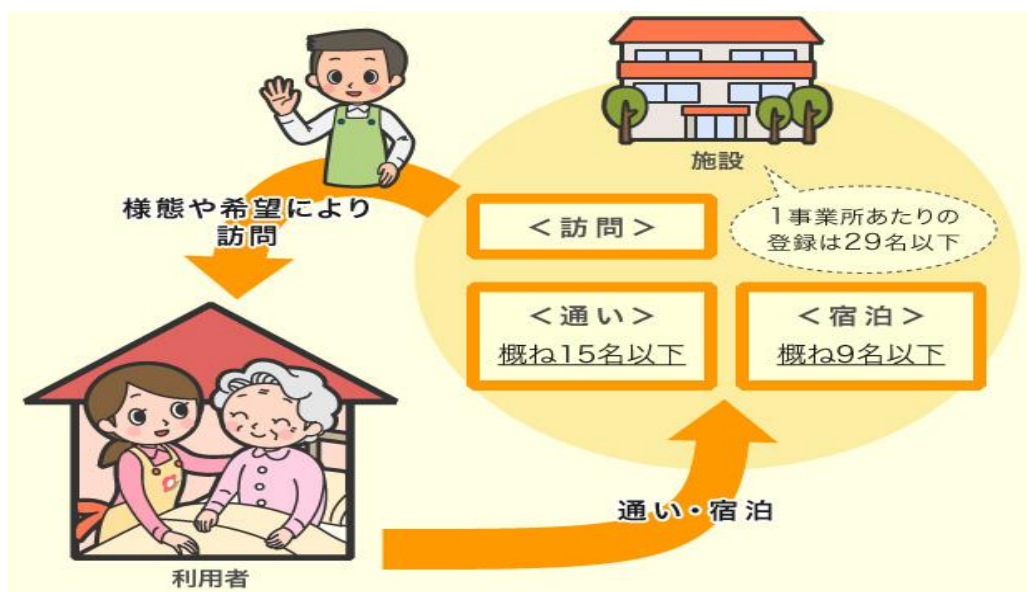
「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

「小規模多機能型居宅介護」とは

今回は、介護保険サービスのひとつである、「小規模多機能型居宅介護」についてご紹介します。「小規模多機能型居宅介護」は主にデイサービス、ショートステイ（お泊り）、訪問介護を組み合わせることが出来るサービスです。

3種類のサービスを、同一の事業所で受けることができ、職員も顔なじみの人が状況に応じて対応するので、認知症の症状がある方にも利用しやすいサービスになっています。



（厚生労働省ホームページより）

それぞれの事業所によって利用定員は違いますが、3種類のサービスを状況に応じて柔軟に組み合わせるようになるため、登録制となっています。

【料金】

下記の自己負担額は負担割合が1割負担の場合。

サービス費用の設定	同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合（自宅など）	同一建物に居住する者に対して行う場合（事業所併設の施設など）
要支援1	3,403 円	3,066 円
要支援2	6,877 円	6,196 円
要介護1	10,320 円	9,298 円
要介護2	15,167 円	13,665 円
要介護3	22,062 円	19,878 円
要介護4	24,350 円	21,939 円
要介護5	26,849 円	24,191 円

※食事代、おむつ代、宿泊の際の部屋代や光熱費などは別途必要。

上記以外にも施設の体制によって加算等がある場合があります。

【小規模多機能型居宅介護の特徴】

小規模多機能型居宅介護は、他の居宅サービスとは違う以下のような特徴があります。

- ・事業所のケアマネジャーが担当になるため、相談窓口が1ヶ所になり、必要に応じてデイサービス、ショートステイ、訪問介護の3つを状況に応じ、柔軟に組み合わせて利用できる。
- ・1ヶ月あたりの利用料が定額なので、毎月の費用の想定が可能（宿泊の部屋代、食費は別途利用回数分かかる）。
- ・顔なじみのスタッフが上記のサービスすべてにおいて対応する。
- ・今まで在宅の別のケアマネジャー、サービスを利用している場合は、小規模多機能事業所にすべて変更の必要がある。

以下のサービスが利用できなくなります→居宅介護支援（ケアマネジャー）／訪問介護／訪問入浴介護／通所介護（デイサービス）／通所リハビリテーション（デイケア）／短期入所（ショートステイ）

事例：Aさん夫婦の場合・・・

お2人とも認知症のあるAさんご夫婦は、ご主人が一度特別養護老人ホームに入所しましたが、集団の生活になじめず、自宅に戻りました。

奥様は歩行などは問題ありませんが、物忘れがあり、薬の管理が出来なかったり、病院の受診日を間違えたりします。ご主人の介護もしますが、奥様だけでは対応できないところもあります。

お2人は小規模多機能型居宅介護を利用し、奥様の介護疲れに配慮し、ご主人はデイサービスと適宜宿泊の利用をしています。奥様は家事の支援と受診のつきそいで訪問介護を利用され、在宅生活を継続しています。

上記のように、ご利用者、ご家族の状態や事情に応じて、柔軟に使えるサービスではありますが、例えば今まで他のケアマネジャーやサービスを使われていた方にとっては変更をしなければならないなどのデメリットといえる面もあります。利用に関しては、よくご相談のうえお決めになる事が望ましいです。

＜参考＞当院関連事業所：小規模多機能型居宅介護「かいてき西岡」

TEL：867-0387



「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと・・・などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば・・・

- 「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」
- 「社会福祉制度や介護・施設のこと」
- その他「誰に相談してよいか分からないこと」・・・など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

（西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時）

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー：岡村、横田、田附（たつき）